

420-8601
静岡県 静岡市 葵区
追手町9-6
公立 太郎 様
0000123456

被扶養者の通知書は組合員あてと
なっています。

所属所コード

****789

組合員証番号

公立学校共済組合静岡支部長

毎月25日(土、日、祝日の場合は、金融機関の翌営業日)に、下記の振込金融機関の個人口座に送金します。

給付金決定通知書

傷病・休業・育児休業・介護休業手当金の給付日数

短期給付金を下記のとおり決定しましたので通知します。

なお、短期給付金は、令和3年7月25日以降、下記金融機関の指定口座へ振り込まれます。

給付金の名称	対象者氏名	請求期間(自)	請求期間(至)	日数	給付額(円)
一部負担金払戻金	公立 太郎	令和3年4月			46,700
傷病手当金	公立 太郎	令和3年5月1日	令和3年5月31日	22	303,912
給付金支給額計(上記までの合計) ①					350,612
給付金控除額 ②					0
差引支給金額(振込額) ①-②					350,612

送金される給付金の名称

左記の給付金の給付対象者氏名

振込金融機関 ○○○○ ○○○○

共済組合の給付金送金額です。互助組合の給付金は、互助組合から各所属所に送付される「決定書兼送金通知書」を参照してください。

1 この決定に不服のある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公立学校共済組合審査会に審査請求をすることができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内(審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内)に公立学校共済組合を相手方として(訴訟において公立学校共済組合を代表するものは、公立学校共済組合理事長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日(又は裁決の日)の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。